

VI. 個性ある歴史と伝統文化を伝えるまち

(歴史文化環境の保全)

丸亀市は、風光明媚な瀬戸内海に面し、歴史と美しい環境に恵まれた情趣豊かなまちとして歩み続けてきました。市内には多くの遺跡があり、国の指定を受けている丸亀城跡、快天山古墳などの史跡や中の池遺跡などの遺跡があり、特に城下町として発展してきた歴史・文化を受け継ぎ、歴史遺産と一体となった文化環境を維持しています。また、島しょ部の塩飽諸島には、中世から近世初頭にかけて活躍した塩飽水軍の本拠地である本島を中心に、多くの歴史遺産やまち並みが残っています。

今後さらに中心市街地の都市機能の強化や環境改善を進め、歴史・文化や緑あふれる美しいまち並み、環境を発展させていくことが求められます。そのため、国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受けた笠島地区をはじめ歴史豊かなまち並みの保全や地域特性に応じた施策を行うことにより、丸亀市にふさわしい個性的で情感あふれる、歴史と伝統文化が息づくまちにするとともに次世代に歴史・文化環境を継承していくことをめざします。



丸亀城跡



快天山古墳

【重要伝統的建造物群保存地区】

文化財保護法第144条に基づき、市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定したものをいう。

【伝統的建造物群保存地区】とは「伝統的建造物群」及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が都市計画又は条例で定める地区をいう。

【伝統的建造物群】とは周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいう。

6-1 郷土の歴史文化を守り、育てよう

丸亀の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた有形・無形の文化的所産、史跡・名勝等や生活習慣などに根ざした歴史的文化遺産は、本市の歴史・伝統・文化等の正しい理解のために欠くことができないものであると同時に、将来の文化の向上、発展の基礎となるものであるため、学術上、歴史上、芸術上価値のあるものを、国、県、市が法律や条例に基づき、文化財として指定・登録し保護しています。

これらの文化財は、貴重な市民の財産として、これまで大切に保存し、活用してきましたが、時代の推移に伴い、その保存や伝承が困難になってきているものもあります。

このため、先人の文化遺産や貴重な自然を次の世代に引き継ぐためには、文化財への理解を深め、保護する心を育てるとともに、自然環境の保全や文化財等の保護対策を充実させ、積極的に公開・活用を図り、市民に親しまれることが大切です。

6-1-1 歴史遺産の保全・継承

1. 有形、無形の文化財の保護

建造物、工芸品など有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに学術上価値の高いものを「有形文化財」、音楽、工芸技術など無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」、風俗習慣、民俗芸能など又これらに用いられる衣服、器具などで生活推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」として指定・登録し、それぞれの種類や特性に応じた保存・活用を図っています。

2. 史跡、名勝、天然記念物の保護

古墳、城跡等の遺跡や庭園等の名勝地、動植物は、それらを取り巻く景観や環境を視野にいれた保護が必要とされています。遺跡や名勝地、動植物等のうち、歴史上、学術上、芸術上又は鑑賞上価値の高いものを、それぞれ「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、その保護に影響を及ぼす行為などを制限しています。

3. 伝統的建造物群保存地区の保護

港町や城下町など伝統的な建造物群とその周辺環境を合わせて保存するため、市では「伝統的建造物群保存地区」を定めており、このうち、特に価値の高いものは、国が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定し、保存・活用を図っています。

丸亀市塩飽本島町等島伝統的建造物群保存地区



【史跡】

我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの。

【名勝】

わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

【天然記念物】

学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物、およびそれらの存在する地域で、その保護・保存を指定されているもの。

【登録文化財】都市化等で社会的評価を受けることなく失われてしまう文化財を後世に残すことを目的として、1996年に始まった文化財登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された文化財で、当初は建造物に限られていたが、その後、美術工芸品や民俗文化財なども登録の対象となった。国宝や重要文化財などの指定文化財に比べて規制が緩やかで、柔軟な活用が可能である。

坂本念仏踊



指定・選定・認定及び登録文化財の種別件数

平成29年5月1日現在

種別	区分	国指定	県指定	市指定	計	
有形文化財	建造物	2	1	13	16	
	美術工芸品	絵画	1	1	11	13
		彫刻	2	3	18	23
		工芸品	1	0	8	9
		書跡・典籍・古文書	0	0	11	11
		考古資料	0	0	4	4
		絵画・書籍・彫刻	0	0	1	1
		歴史資料	0	0	8	8
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	1	2	
	無形民俗文化財	0	2	1	3	
記念物	史跡	4	3	6	13	
	名勝	0	0	1	1	
	天然記念物	0	0	8	8	
伝統的建造物群保存地区		1	0	0	1	
重要美術品		1	0	0	1	
小計		12	11	91	114	
登録文化財		9	0	0	9	
合計		21	11	91	123	



中津万象園



江戸講中燈籠

VII. うるおいとやすらぎのあるまち（都市環境の創造）

丸亀市の都市環境は歴史文化的な環境を受け継ぎながら、城下町として、また金毘羅参詣の港町として発展してきました。中心市街地の商業機能の強化や都市基盤の改善強化を図りながら市街地の環境改善を進め、歴史文化や緑あふれる美しい町並み環境を形成していくことが求められます。

丸亀市にふさわしい歴史豊かな町並みの保全や地域特性に応じた施策を行うとともに、人と自然が共生することのできる環境を守り育て、「うるおいとやすらぎのあるまち」を目指します。

7-1 快適に住めるまちをつくろう

高度成長の中、物質的に豊かな社会が実現しましたが、大量消費、大量廃棄の生活様式に変化してきました。まちにごみが散乱していると、まちの美観を損ねるだけでなく、子供たちが水辺や公園で安心して遊ぶことができないなど、衛生上の問題も発生します。

まちをより一層きれいにするために、市民、事業者、市が共に協力し、次の世代により良い環境を引き継いでいくことが必要です。丸亀市では、「きれいなまち丸亀」の実現に向けて様々な施策に取り組んでいます。

7-1-1 快適できれいなまちの形成

1. 「丸亀市まちをきれいにする条例」

丸亀市では、きれいなまちづくりについて一層の関心と理解を深めるため、「丸亀市まちをきれいにする条例」を平成17年3月22日に施行しました。この条例は、市民・事業所などの責務を明確にし、空き缶や吸い殻のポイ捨て、犬のふん放置防止、空き地の適正管理、その他生活環境の保全について定め、きれいなまちづくりを目指しています。

2. 環境美化の日、環境美化月間

9月を環境美化月間と定め、環境美化の日及び環境美化月間中、地域や事業所など市全域で環境美化啓発行事を開催し、きれいなまちづくり活動の推進に努めています。



環境講演会の開催

3. きれいなまちづくり功績者市長表彰

丸亀市まちをきれいにする条例に基づき、きれいなまちづくりの推進についてその功績が顕著であった方々を表彰しました。

- ・各地区コミュニティ会長による推薦……………5名・3団体表彰
- ・事業所の活動を取りまとめる団体等による推薦…1団体表彰

4. 環境美化推進員

各地区コミュニティから環境美化活動の中心的役割を担う109名を環境美化推進員として選任しています。推進員は、巡回パトロールを行ったり、ごみの散乱状況等を市に報告したり、ポイ捨てや飼い犬のふんの放置などの違反者へ指導を行います。また、悪質な違反者に対しては、市長へ改善勧告を請求することができます。

6. 環境保全活動団体への支援

丸亀市では、地区コミュニティやボランティア団体などの環境保全活動団体が地区衛生・環境保全活動を行う場合にごみ袋などを支給して、その活動を支援しています。

平成28年度は活動団体から申請を受けて、ボランティア袋を19,949枚配布しました。

平成28年度に実施された一斉清掃行事		
土器川一斉清掃	土器川流域住民による一斉清掃	国土交通省 丸亀市
金倉川一斉清掃	金倉川流域の2市2町の住民、行政が一斉清掃	クリーン・リバー KaNaKuRa推進会議 丸亀市

なお、リフレッシュ瀬戸内(港湾清掃)は雨天のため、中止でした。



7. 不法投棄の防止

土器川流域や高速道路付近、山中などに、自動二輪、自転車、家庭用機器などの廃棄物が不法投棄されています。丸亀市では、このような現状を踏まえ、悪質なものについては、警察と協力しながら不法投棄の防止に努めています。

不法投棄ごみ回収状況			
家電 (テレビなど)	21個	その他 (タイヤ・自転車など)	186個



不法投棄状況

8. 犬のふん、ポイ捨て対策

空き缶やたばこの吸殻などのポイ捨ては、交差点や空き地などで多く見られ、まちの美化の妨げとなっています。また、犬のふんの放置防止については、飼主のマナー向上が何よりも求められています。

このようなことから、市では、犬のふん放置防止を呼びかけるとともに、自治会の回覧など地域コミュニティの協力を得ながら啓発活動とモラルの向上に努めています。

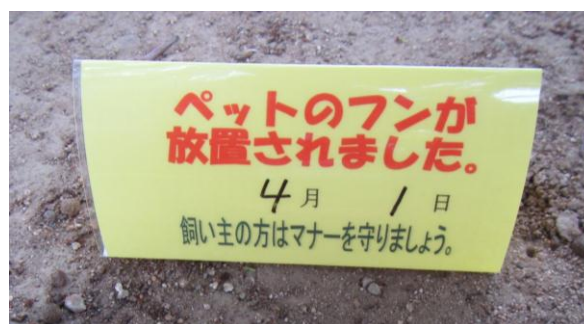
犬のふん放置防止啓発用看板、ポイ捨て禁止啓発用看板を用意し、希望により自治会などに配付しています。また、犬のふん放置対策の新しい取り組みとして、「イエローカード」の配布を始めました。

ポイ捨て禁止啓発用看板（平成 28 年度）

交付枚数
26 枚

犬のふん放置防止啓発用看板（平成 28 年度）

交付枚数
137 枚



イエローカード